

## 新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項

### 第1 趣旨

この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大及びコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響（以下「本事案」という。）により、漁業収入の減少等の影響を受けた漁業者に対し、経営の維持安定に必要な新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金（以下、「新型コロナウイルス対策資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要項において新型コロナウイルス対策資金とは、本事案による、経営の維持安定のための資金を第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から2に掲げる資金をいう。

#### 1 新型コロナウイルス対策セーフティネット資金（以下「セーフティネット資金」という。）

農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金

#### 2 新型コロナウイルス対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）

第3に掲げる者に第4の2に掲げる融資機関が融通する資金

### 第3 貸付対象者

新型コロナウイルス対策資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた漁業者

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により漁業収入が10パーセント以上減少している、又は10パーセント以上減少することが見込まれる者。

#### 2 コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた漁業者

緊急支援資金について、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により収入の10パーセント以上の減少に相当する費用の増加、又は10パーセント以上の減少に相当する費用の増加が見込まれる者。

### 第4 融資機関

新型コロナウイルス対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、2の(3)の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「銀行等」という。）から提出される融資機関指定申請書（別記第1号様式）を審査し、適当と認めたとときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

#### 1 セーフティネット資金

(1) 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び同公庫の委託金融機関

#### 2 緊急支援資金

(1) 漁業協同組合

- (2) 農林中央金庫
- (3) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

## 第5 貸付条件

### 1 セーフティネット資金の貸付条件

- (1) セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。  
日本公庫の貸付基準
- (2) 貸付利率等  
別表1に定めるものとする。

### 2 緊急支援資金の貸付条件

緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者  
漁業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は漁業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）である漁業者
- (2) 貸付対象経費  
漁業経営の維持・継続に必要な経費
- (3) 貸付限度額  
貸付限度額は、次のとおりとする。
  - ア 第3の1に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた漁業者  
1,000万円
  - イ 第3の2に規定するコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた漁業者  
500万円なお、アの限度額とは別枠とする。
- (4) 貸付利率等  
別表1に定めるものとする。
- (5) 償還期限及び据置期間  
償還期限10年（うち据置期間3年）以内とする。
- (6) 償還方法  
元金均等年賦償還とする。

## 第6 利子補給の期間

利子補給期間は、セーフティネット資金については貸付実行日から5年以内、緊急支援資金については貸付実行日から5年以内とする。

## 第7 県の助成

- 1 県は、市町村が漁業者及び融資機関に対し本資金に係る利子補給金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表1に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県漁業制度資金

利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。

2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給の期間と同期間とする。

## 第8 借入手続等

### 1 セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画書を融資機関の長に提出するものとする。
- (2) 借入希望者は、融資機関から融資決定を受けたのち、新型コロナウイルス対策資金利子助成承認申請書（別記第3号様式）に農林漁業収入減少等調書（別記第4号様式）及び融資決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に別記第4号様式の原本及び当該書類の写しを添えて、県に提出するものとする。
- (4) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に新型コロナウイルス対策資金利子助成承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第8号様式）を市町村長を経由して県に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第9号様式）を市町村長を経由して県に提出するものとする。

### 2 緊急支援資金

- (1) 借入希望者は、融資機関所定の借入申込書及び新型コロナウイルス対策資金事業計画承認申請書（別記第10号様式）及び農林漁業収入減少等調書（別記第4号様式）を融資機関の長に提出するものとする。なお、全国漁業信用基金協会熊本支所の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
- (2) 第4の2に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認申請書（別記第11号様式）に確認書（別記第12号様式）、別記第4号様式の原本及び別記第10号様式の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）に別記第4号様式の原本及び当該書類の写しを添えて県に提出するものとする。
- (4) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、新型コロナウイルス対策資金補助対象事業承認通知書（別記第6号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、新型コロナウイルス対策資金利子補給承認通知書（別記第13号様式）を融資機関の長に交付し、新型コロナウイルス対策資金事業計画承認通

知書（別記第14号様式）を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。

(6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに新型コロナウイルス対策資金貸付実行報告書（別記第15号様式）を、市町村長を経由して県に提出するものとする。

(7) 融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに新型コロナウイルス対策資金特例償還等報告書（別記第16号様式）を市町村長を経由して県に提出するものとする。

## 第9 資金の貸付期間

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として令和5年3月31日までにを行うものとし、貸付実行は令和5年6月30日までにを行うものとする。

## 第10 資金の目的外使用等

- 1 融資機関は、本資金がその目的以外に使用されること等を防止するため、適正管理に努めなければならない。
- 2 借入者が借入金を目的以外の用途に使用した場合は、県は市町村に対して補助対象事業承認を取り消し、市町村は融資機関に対して利子補給承認を取り消すものとする。
- 3 1の適正管理が実施されず、融資機関の責に帰すべき理由により目的外使用が発生した場合は、県は市町村に対して既に交付した利子補給費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は融資機関に対して既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

## 第11 その他

この要項に定めるもののほか、新型コロナウイルス対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

### 附 則

この要項は令和2年3月19日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

### 附 則

この要項は令和2年9月14日から施行し、セーフティネット資金については、令和2年3月10日から適用する。

### 附 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は令和4年6月23日から施行し、令和4年6月21日から適用する。



別記第1号様式

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
融資機関指定申請書

令和 年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
代表者名

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第4の2の(3)の規定に基づき、新型コロナウイルス対策資金の取扱い融資機関としての指定を受けたく申請します。

取扱資金名 :

別記第2号様式

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
融資機関指定通知書

団支第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 蒲島 郁夫

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第4の2の(3)の規定に基づき、新型コロナウイルス対策資金の取扱い融資機関に指定しましたので通知します。

取扱資金名 : 新型コロナウイルス対策緊急支援資金

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子助成承認申請書  
(資金名：新型コロナウイルス対策セーフティネット資金)

令和 年 月 日

市町村長 様

(申請者) 住所  
氏名

下記のとおり、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金に係る利子助成を受けたいので、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項の規定に基づき申請します。

記

資金用途	借入希望額 千円	利子助成 前貸付利 率	利子助成 率	利子助成 後貸付利 率	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 回 数	償還方法
		%	%	%	年	年		元金均等

※添付書類

- ・農林漁業収入減少等証明書
- ・融資決定通知書等、関係書類の写し



農林漁業収入減少等調書

住所  
氏名

収入減少等の状況

収入減少等の種類・時期		(単位：千円)			
ア 農林漁業収入減	作物名 樹種名 漁業種別	コロナ影響前 売上等 ① ( 月 ~ 月)	コロナ影響後 売上等 ② ( 月 ~ 月)	収入減少額 ③ (=①-②)	減収入率 ④ (B/A)
					%
					%
					%
	合計	(A)		(B)	%
イ 農林漁業費用増	作物名 樹種名 漁業種別	コロナ影響前 費用 ⑤ ( 月 ~ 月)	コロナ影響後 費用 ⑥ ( 月 ~ 月)	費用増加額 ⑦ (=⑥-⑤)	収入に対する 費用増加率 ⑧ (C/A)
					%
					%
					%
	合計			(C)	%
イウ 収入減少等の要因	(新型コロナウイルス感染症、又はコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を具体的に記載)				

※ コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受ける農林漁業者の場合は、収入減を費用増と読み替えるものとする。

※ 収入の減少、又は費用の増加が分かる資料（前年と本年の帳簿など）を添付すること。

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金補助対象事業承認申請書  
(資金名: )

令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項の規定により補助対象事業として承認されるよう申請します。

借入者氏名	融資機関	借入金額 (千円)	本体資金 貸付利率 (%)	市町村 補給(助 成)率 (%)	県補 助率 (%)	融資機 関補給 (助成) 率(%)	貸付 利率 (%)	区 分※
								①コロナ影響 ②物価高騰
								①コロナ影響 ②物価高騰
								①コロナ影響 ②物価高騰
								①コロナ影響 ②物価高騰
								①コロナ影響 ②物価高騰
計								

※区分については、対象となるものに○をつけること



別記第7号様式

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子助成承認通知書  
(資金名：新型コロナウイルス対策セーフティネット資金)

令和 年 月 日

様

市町村長

さきに申請があった、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金に係る利子助成について承認しましたので通知します。

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金貸付実行報告書  
(資金名：新型コロナウイルス対策セーフティネット資金)

令和 年 月 日

熊本県知事 様

(借受者) 住所  
氏名

助成対象資金の貸付実行を受けましたので、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項の規定に基づき、関係書類の写しを添えて報告します。

資金の区分 (該当するものに○)	
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響
<input type="checkbox"/>	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

融資機関名 (貸付決定番号)	貸付決定日	実行額 (千円)	実行日	備考
( )				

(添付書類)

- 1 借用証書の写し
- 2 償還予定表の写し

(注) 資金交付日が、実行日と異なる場合は、資金交付日を備考欄に記入すること。

別記第9号様式

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金特例償還等報告書  
 (資金名：新型コロナウイルス対策セーフティネット資金)

年 月 日

熊本県知事 様

(借受者) 住所  
氏名

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第8の1の(7)の規定に基づき、助成対象資金の貸付内容に変更がありましたので報告  
 します。

資金の区分 (該当するものに○)
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響
コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

承認番号	貸付実行額 (円)	特例償還等			経営中止・期限の利益の喪失等		その他の修正事項		
		繰上・早期 の別	償還年月日	償還額 (円)	中止・喪失 の別	経営中止・期限の 利益の喪失年月日	残高状況等 (円)	修正前	修正後

(添付資料)  
変更後の償還予定表の写し

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金事業計画承認申請書  
（新型コロナウイルス対策緊急資金）

令和 年 月 日

市町村長 様

住所  
氏名

下記のとおり、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金に係る事業計画を承認くださるよう申請します。

記

資金の区分	新型コロナウイルス感染症拡大の影響
	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

※該当するものに○

1 資金借入計画及び償還計画

資金必要額	千円	償還回数	回
借受予定日	令和 年 月 日	初回償還日	令和 年 月 日
償還方法 (※)	元金均等年賦償還 年1回 1月20日に支払い	初回償還額	円
		以降償還額	円
償還期間	年	最終償還額	円
据置期間	年	※償還方法は融通措置要項で詳細が決まっています。	

2 労働力の現況

家族労働力	年間150日以上の従事者	名	雇用労働力	常時従事の雇用者	名
	年間150日未満の従事者	名		パート・アルバイト	名

3 生産の状況

漁 船 魚 業					そ の 他 漁 業	
漁船名	漁船種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等
			t	年 月		
			t	年 火		
			t	年 火		
			t	年 火		
			t	年 水		

4 漁家経済の内容

(単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
		平年	本年
漁業売上	①		
その他売上	②		
計(売上)	③=①+②	0	0
漁業支出	④		
うち減価償却費			
その他支出	⑤		
租税公課等諸負担	⑥		
計(支出)	⑦=④~⑥	0	0
収支	⑧=③-⑦	0	0

(記載内容)  
粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入してください。

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得(損失)計算明細書を添付してください。

5 既往借入金の状況

(単位：千円)

区分	資金名	借入年月	当初借入額	借入残高	年償還額	利率	償還期限
日本政策 金融公庫 資金						%	
						%	
						%	
その他 制度資金						%	
						%	
その他 借入金						%	
						%	
						%	
						%	
合計			0	0	0		

6 具体的な資金必要額の説明

注： 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入してください。



## 個人情報取扱に関する同意書

関係機関への関係書類の共有について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外と共有されることはありません。
- ② 関係機関と共有する情報の内容は、借入申込書、事業計画承認申請書、農林漁業収入減少等調書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、関係機関による融資審査、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省から制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの□に✓を入れて下さい。

### 1. 共有先として同意する関係機関

全ての関係機関と共有することに同意します。

下記の関係機関と共有することに同意します。

(同意する機関の□に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

※熊本県

※市町村

(※融資機関・保証機関)

日本政策金融公庫

漁業協同組合

農林中央金庫

銀行

信用金庫

信用協同組合

全国漁業信用基金協会

(その他)

( )

※ 借入れしようとする融資機関及び利子助成を行っている県、市町村(保証を希望する場合には保証機関)への情報の共有に同意頂けませんと融資、利子補給等の申請に必要な書類が揃わないこととなります。

### 2. 共有に同意する情報の種類

関係書類の情報及び利子助成期間の償還情報について、1の※印の関係機関(融資機関にあつては借入れしようとする機関に限る。)と共有することに同意します。

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地

氏名

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金事業計画承認申請書  
（新型コロナウイルス対策緊急資金）

令和 年 月 日

市町村長 様

住 所  
氏 名

下記のとおり、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金に係る事業計画を承認くださるよう申請します。

記

資金の 区分	新型コロナウイルス感染症拡大の影響
	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

※該当するものに○

1 資金借入計画及び償還計画

資金必要額	千円	償還回数	回
借受予定日	令和 年 月 日	初回償還日	令和 年 月 日
償還方法 (※)	元金均等年賦償還 年1回 1月20日に支払い	初回償還額	円
		以降償還額	円
償還期間	年	最終償還額	円
据置期間	年	※償還方法は融通措置要項で詳細が決まっています。	

2 法人・団体の概要

設立年月日	年 月 日	出資金	千			
業務の内容	主たる業務の内容（漁業の種類を具体的に記入する。）					
構 成 員	氏名	年齢	役職・担当	法人等の事業に 従事する日数	出資口数	備考
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
	合 計			0		

3 雇用労働力の現況

常時従事の雇用者	名	パート・アルバイト	名
----------	---	-----------	---

4 生産の状況

漁 船 魚 業					そ の 他 漁 業	
漁船名	漁船種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等
			t	年 月		
			t	年 火		
			t	年 火		
			t	年 火		
			t	年 水		

5 法人・団体の経営内容

(単位：千円)

【収支の状況】			【経営安定のための具体的取り組み】
	平年	本年	
漁業売上 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入してください。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②	0	0	
漁業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥	0	0	
収支 ⑧=③-⑦	0	0	

注： 添付書類として、過去3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付すること。

6 既往借入金の状況

(単位：千円)

区分	資金名	借入年月	当初借入額	借入残高	年償還額	利率	償還期限
日本政策 金融公庫 資金						%	年 月
						%	
						%	
その他 制度資金						%	
						%	
その他 借入金						%	
						%	
						%	
						%	
合計			0	0	0		

7 具体的な資金必要額の説明

注： 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入してください。

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給承認申請書  
 (資金名： 新型コロナウイルス対策緊急支援資金)

令和 年 月 日

市町村長 様

融資機関の長

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項の規定により利子補給を承認されるよう下記のとおり申請します。

記

借入者名	貸付額 (千円)	利子補給前 貸付利率 (%)	市町村 利子補給率 (%)	融資機関 利子補給率 (%)	利子補給後 貸付利率 (%)	区分※
						①〇時影響 ②物価高騰
						①〇時影響 ②物価高騰
						①〇時影響 ②物価高騰
						①〇時影響 ②物価高騰
						①〇時影響 ②物価高騰
						①〇時影響 ②物価高騰
計						

※区分については、対象となるものに〇をつけること

令和 第 年 月 日

市町村長 様

融資機関長

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金借入について

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金の貸付けを行いたいので、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第3に定める貸付対象者であることを確認しました。

記

1 案件の概要

借入希望者名	市町村名	資金の種類	産物類型	借入希望額
		緊急支援資金		千円

2 貸付対象者としての確認

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項 第3に掲げる「貸付対象者」に該当するか		・該当する ・該当しない ※当てはまる方に○		
の収入減 状況 減少 (実績)	コロナ影響前 売上等 千円	コロナ影響後 売上等 千円	収入減少額 千円	減収率 %
	コロナ影響前 費用 千円	コロナ影響後 費用 千円	費用増加額 千円	収入に対する 費用増加率 %
今後の見込み ※コロナ等影響前の決算期 と比べて10%以上減少 等する又は減少等する見 込みである理由、根拠につ いて記入。				

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給承認通知書  
 (資金名：新型コロナウイルス対策緊急支援資金)

令和 年 月 日

融資機関の長 様

市町村長

さきに申請があった、下記の者に係る新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金の利子補給について承認しましたので通知します。

記

借入者名	貸付額 (千円)	利子補給前 貸付利率 (%)	市町村 利子補給率 (%)	融資機関 利子補給率 (%)	利子補給後貸 付利率 (%)	区分※
						①コロナ影響 ②物価高騰
						①コロナ影響 ②物価高騰
						①コロナ影響 ②物価高騰
						①コロナ影響 ②物価高騰
						①コロナ影響 ②物価高騰
						①コロナ影響 ②物価高騰
計						

※区分については、対象となるものに○をつけること

別記第14号様式

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金事業計画承認通知書

令和 年 月 日

様

市町村長

さきに申請があった、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金に係る事業計画について承認しましたので通知します。

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金貸付実行報告書  
 (資金名：新型コロナウイルス対策緊急支援資金)

熊本県知事

様

融資機関名  
 代表者名

さきに承認を受けました標記資金について、下記のとおり貸付実行いたしましたので報告します。

資金の区分 (該当するものに○)	
	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響
	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

年	月	融資機関名	支店名

承認番号	氏名	実行額 (千円)	第1回 償還日	償還額 円			償還期間 (据置期間)	果 補給率 %	債 の 有 無 保 証	実行日	変更 実行額 (千円)	借入金利 % 金利適用の 状況	貸出 番号等	チ ェ ッ ク
				第1回	2回以降	最終回								

※承認どおり実行の場合はチェック欄に1、金額等を変更して実行の場合はチェック欄に2、この報告書提出時に未実行の場合はチェック欄に5、辞退等の場合はチェック欄に6をそれぞれ記入のこと。



新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金特例償還等報告書  
 (資金名：新型コロナウイルス対策緊急支援資金)

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関長

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第8の2の(7)の規定に基づき、助成対象資金の貸付内容に変更がありましたので報告  
 します。

資金の区分 (該当するものに○)
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響
コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響

承認番号	貸付実行額 (円)	特 例 償 還 等			経営中止・期限の喪失等			その他の修正事項	
		繰上・早期 の別	償還年月日	償 還 額 (円)	中止・喪失 の別	経営中止・期限の 利益の喪失年月日	残高状況等 (円)	修 正 前	修 正 後

(添付資料)  
 変更後の償還予定表の写し

別記第17号様式の1

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
補助対象事業承認に係る取消通知書

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和 年 月 日付け第 号で承認した新型コロナウイルス対策  
漁業経営安定資金補助対象事業承認については、下記のとおり取り消しました  
ので、通知します。

記

- 1 補助対象事業承認年月日  
令和 年 月 日
- 2 取消しの理由
- 3 取消しとなる補助対象事業承認の内容

別記第17号様式の2

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
補助対象事業承認に係る一部取消通知書

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和 年 月 日付け第 号で承認した新型コロナウイルス対策  
漁業経営安定資金補助対象事業承認については、その一部を下記のとおり取り  
消しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業承認年月日  
令和 年 月 日
- 2 取消しの理由
- 3 一部取消しとなる補助対象事業承認の内容

別記第18号様式の1

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
利子補給承認に係る取消通知書

第 号  
令和 年 月 日

融資機関の長 様

市町村長

令和 年 月 日付け第 号で承認した新型コロナウイルス対策  
漁業経営安定資金利子補給承認については、下記のとおり取り消しましたので、  
通知します。

記

- 1 利子補給承認年月日  
令和 年 月 日
- 2 取消しの理由
- 3 取消しとなる利子補給承認の内容

別記第1.8号様式の2

新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金  
利子補給承認に係る一部取消通知書

第 号  
令和 年 月 日

融資機関の長 様

市町村長

令和 年 月 日付け第 号で承認した新型コロナウイルス対策  
漁業経営安定資金利子補給承認については、その一部を下記のとおり取り消し  
ましたので、通知します。

記

- 1 利子補給承認年月日  
令和 年 月 日
- 2 取消しの理由
- 3 一部取消しとなる利子補給承認の内容